

岡山市立市民病院広報誌「北長瀬の風」 広告募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター有料広告掲載要綱（令和6年7月5日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、岡山市立市民病院（以下「病院」という。）が発行する広報誌「北長瀬の風」（6月発行、10月発行、2月発行）に掲載する広告を募集するため、必要な事項を定めるものとする。

概要：広報誌「北長瀬の風」年3回発行。A4版。8ページ。

全ページカラー仕様。発行部数は、1回約4,500部。

配布先は、連携医療機関 約1,000部、岡山市役所本庁、区役所等 約1,000部、

岡山市内の各公民館 約600部、院内リーフレットスタンド等 約1,900部

当院ホームページにてPDF掲載

(広告の制限)

第2条 広報誌への広告掲載は、法人の社会的な信頼を損なうことがないものとし、詳細は要綱第3条に定める。

(広告掲載位置及び枠数)

第3条 広告掲載は、岡山市立市民病院広報誌「北長瀬の風」（6月発行、10月発行、2月発行予定）の最終（背表紙）ページに枠数3枠とする。

(掲載規格)

第4条 掲載規格は、次のとおりとする。

(1) 枠規格：サイズ 縦40mm × 横85mm

(2) 刷り色：カラー刷り

(3) 形式：PNGまたはJPEG（透過画像は、不可）

※印刷に必要な解像度のもの

(掲載料)

第5条 掲載料は、年3回発行のうち、希望する号の1枠1回分につき20,000円（消費税及び地方消費税別）

2 年間(年3回)契約の場合は、48,000円（消費税及び地方消費税別）とする。

3 広告主は、病院の発行する納入通知書兼領収書にて、指定する期日までに掲載料を一括して前納するものとする。

(募集方法)

第6条 広告募集は、岡山市立市民病院ホームページで行う。

(募集期間)

第7条 随時受付

※土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始の休日を除く。

※なお、予定枠数が決定次第、募集を終了とする。

(申込方法)

第8条 広告掲載の申込者は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター有料広告掲載申込書(様式第1号)を、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター法人本部広報室に提出する。

(掲載期間)

第9条 広告を掲載する期間は、年3回発行する1回分とする。また、希望により、年間契約(6月発行、10月発行、2月発行)も認めるものとする。

(原稿の作成等)

第10条 広告主は、広告原稿を指定する方法により作成し、指定する期日(6月発行は4月20日まで、10月発行は8月20日まで、2月発行は12月20日まで)に提出する。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(掲載の決定等)

第11条 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長(以下「理事長」という。)は、申込書の提出があった時は、要綱第6条に定めるところにより広告掲載の可否を決定する。

2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときには、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター有料広告掲載審査結果通知書(様式第2号)により、申込者に通知しなければならない。

(広告内容等の審査及び協議)

第12条 広告の内容及びデザインについては、病院の信用性及び信頼性を損なうことのないよう要綱第3条に基づき、広告主と地方独立行政法人岡山市立総合医療センター法人本部広報室で協議後、審議を経て、理事長が決定する。

(広告内容の変更)

第13条 前条の協議・審議により、広告の内容又はデザインが要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して、その変更を求めるものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第 14 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しない時、又は納付する見込みがない時
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がない時
- (3) 理事長が第 12 条に基づき広告内容等を決定した後、広報誌発行までに、広告主としてふさわしくない事情が認められた時
- (4) 法人の運営上必要があると認める時

2 理事長は、広告掲載の決定を取り消す場合は、すみやかに地方独立行政法人岡山市立総合医療センター広告掲載取消決定通知書(様式第 3 号)により、広告主に通知しなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 広告掲載内容や広告主の不祥事等により、法人が損害を被った場合(法人が直接受けた損害のほか、法人が他の広告主の損害を填補したことにより生じた損害も含む。)は、理事長は、当該広告主に対し、損害賠償を求めることができる。

(広告掲載料の還付)

第 16 条 納付された掲載料は原則として還付しない。ただし、次の各号に該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できない場合
- (2) 第 14 条 1 項 3 号に該当し、かつ、印刷前の場合


(その他)

第 17 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要項は、令和 7 年 7 月 28 日から施行する。

市民病院連携医療機関の紹介  地域の「かかりつけ医」として、当院と連携をとってくださっている医療機関をご紹介します

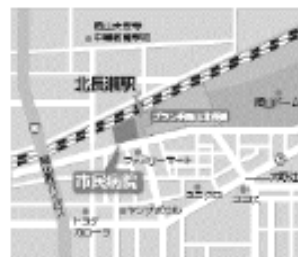
 (連携医療機関名) コメント	写真
	診療時間
	地図
	住所・TEL・FAX

-企業広告- (案)

<p>有料広告① 縦 40mm × 横 85mm カラー刷り</p>	<p>有料広告②</p>
<p>有料広告③</p>	<p><本誌への広告掲載をご希望の企業様へ></p> <p>岡山市立市民病院 HP で詳細をご確認の上、ご応募ください。</p>  <p><small>岡山市立市民病院 HP 有料広告の掲載について</small></p>

岡山市立市民病院までのアクセス ACCESS MAP

- JR** 山陽本線で岡山駅から北長瀬駅まで約4分(北長瀬駅より徒歩1分)
- バス** ●岡山駅より北長瀬駅前まで約22分 ●天満屋より北長瀬駅前まで約16分
岡電バス・下電バス・両備バス共同運行 時刻表はホームページをご覧ください
- 車** ●岡山駅から約4km、約10分 ●山陽自動車道岡山ICから約8km、約20分
※車・タクシーをご利用の方は病棟西側へお越しください。駐車場があります。
外來受診の方は入場後6時間まで無料、以降30分100円
お見舞い・一般来院者は30分100円



(様式第1号)

令和 年 月 日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 有料広告掲載申込書

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長 様

事業所所在地：

名 称：

代 表 者：

㊞

電 話 番 号：

担 当 者：

下記のとおり、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターが発行する広報誌「北長瀬の風」に掲載する広告に掲載したいので申し込みます。

記

広 告 内 容	
業種（事業内容）	
掲 載 希 望 広 報 誌	6月発行 ・ 10月発行 ・ 2月発行
提 出 資 料	・ 広告原稿案 ・ 会社概要、事業内容が分かるもの
そ の 他	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター有料広告掲載要綱、 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター広報誌「北長瀬の風」 広告募集要項を遵守します。

(様式第2号)

令和 年 月 日

様

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 有料広告掲載審査結果通知書

令和 年 月 日付で申し込みのあった地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
有料広告掲載の可否について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

広告内容	
広告掲載可否	
掲載号	広報誌「北長瀬の風」(6月発行、10月発行、2月発行)
掲載料	円 ※別紙、納入通知書兼領収書にて、令和 年 月 日までに ご入金ください。
その他	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター有料広告 掲載要綱、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 広報誌「北長瀬の風」広告募集要項を遵守すること。

(様式第3号)

令和 年 月 日

様

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 広告掲載取消決定通知書

令和 年 月 日付により、決定した下記のとおり地方独立行政法人岡山市立総合医療センター広告掲載について、下記の理由により取り消すことを決定したので通知します。

記

広告内容	
取消理由	